

医師確保対策の推進について

北海道・北東北地域の医師数は、全国平均に比して大幅に少ない状況にあることに加え、医師の地域による偏在や小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、さらには地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊・先駆的医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積している。

こうした中、国においては、平成18年8月に策定した「新医師確保総合対策」等に基づき、医師確保に関する種々の施策を講じているところであり、また、今年5月31日には、政府・与党による「緊急医師確保対策について」が打ち出されたところである。

これらを踏まえ、地域医療の確保に当たっては、より実効性のある具体的な対策に早急に取り組むとともに、医師不足の根本的な解消を図るよう、強く要望するものである。

- 1 国が実施する緊急臨時的医師派遣について、地域の実情を踏まえ実効性ある運用を図ること。
- 2 大学医学部における入学定員の増員に伴う施設整備や指導教員の増員に対する支援措置を講じるとともに、暫定的な医師養成数増の措置期間終了後も医学部入学定員増を継続すること。
- 3 地域医療の従事を要件とする奨学金制度や過疎地で必要とされる総合医養成のための取組に対する財政支援の充実を図ること。
- 4 卒後臨床研修制度の導入による影響を検証し、へき地医療や特定診療科医療に配慮した制度運用を図ること。
- 5 病院・診療所の管理者となる要件に医師不足地域における一定期間の診療経験を付加することや臨床研修修了後の過疎地勤務の義務付けなど医師のへき地等勤務を促す具体的な方策を検討すること。
- 6 小児科・産婦人科・麻酔科・精神科など医師不足が特に深刻な特定診療科について、実効性のある医師確保対策を早急に策定すること。
- 7 病院勤務医の離職防止を図り、地域における適切な医療を確保していくため、勤務医の処遇改善に向けた国の指針づくり等を進めるとともに、診療報酬については、病院への重点的な配分がなされるよう見直すこと。
- 8 今後ますます増加が見込まれる女性医師が継続して働くことができるよう、夜間及び病児保育等の保育制度の充実や、出産・育児等による離職後の再教育や再就職支援等、就業環境の整備のため必要な措置を講ずること。
- 9 地域の医師不足を解決するためには、医師の絶対数を増やすことが必要であることから、平成9年に閣議決定された医学部の定員に関する方針を見直すこと。

平成19年8月28日

北海道知事	高橋はるみ
青森県知事	三村 申吾
岩手県知事	達増 拓也
秋田県知事	寺田 典城

地方の経済的自立のための抜本的な制度改革について

経済のグローバル化、三位一体改革による地方交付税の削減や公共事業の減少などにより、地域経済や自治体財政は非常に厳しい状況にある。昨今の景気拡大局面において、地方では景気回復を実感できず、依然として人、物、金などの大都市圏への集中が続き、地域間格差は拡大している。

現政府は、機会均等を原則とし、後は地域や個人の努力次第としているが、そもそも過疎、離島、豪雪地帯などの条件不利地域と有利地域とでは、産業基盤や教育環境などの面でスタートラインに差がある。

こうした差を縮め、地方が都市とともに発展するためには、地方への企業立地を促進するなど、働く場の確保により、定住を促すことが不可欠である。

それには、交付税措置や過疎対策といった従来の施策では不十分であり、税制度をはじめ全国一律に適用している制度や仕組みを、地域の経済力などに応じて大胆に変える制度の構築が必要である。

政府においては、こうした地方の実情を踏まえた上で、地方の経済的自立のための抜本的な制度改革に取り組むよう強く求める。

平成19年8月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

秋田県知事 寺 田 典 城

地方分権改革の推進について

第二期地方分権改革が本格的にスタートした。

グローバル化が急速に進展するとともに、少子高齢化と人口減少の同時進行による我が国の活力の低下が懸念される中、国の活力を高め、個性豊かな地域づくりを実現するためには、これまでの中央集権型のシステムから、地方ができることは地方自らの責任と判断により行うことのできる地方分権型社会の構築が不可欠である。

国においては、こうした地方分権改革の意義を十分に認識し、真の地方分権改革の実現に向け、第二期地方分権改革を強力に推進することを求める。

また、地方固有の財源である地方交付税が、国の財政再建を目的として一方的に削減されるようなことは断じて許されないことであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保することを強く求める。

1 第二期地方分権改革の推進

(1) 国と地方の役割分担の見直し

国は、「地方にできることは地方が担う」という観点から国と地方の役割分担を徹底的に見直した上で、地方への権限の移譲を推進するとともに、国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減及び国直轄事業負担金の廃止を行うこと。

(2) 地方税源の充実

国と地方の役割と責任に見合った税財政構造を構築し、地方が自立的な行財政運営を確保できるようにするため、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすること、その際、地域偏在性の少ない地方税体系を構築すること。

(3) 「(仮)地方行財政会議」の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案等に地方の意見を反映させる仕組みとして、「(仮)地方行財政会議」を法律に基づき設置すること。

2 地方交付税の総額確保と地方共有税制度の実現

(1) 地方交付税総額の確保

地方固有の財源である地方交付税については、財源保障機能と財源調整機能を堅持するとともに地方の自立的な財政運営や行政サービスに支障が生じないよう地方交付税総額の安定的な確保を図ること。

(2) 地方共有税制度の実現

地方交付税が地方固有の財源であることを明確にするため、国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れ等を行う地方共有税制度の実現を図ること。

平成19年8月28日

北海道知事 高橋はるみ
青森県知事 三村 申吾
岩手県知事 達増 拓也
秋田県知事 寺田 典城